

鳥取県環境審議会運営要領

平成20年5月26日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 大気・水質部会
- 三 廃棄物・リサイクル部会
- 四 自然保護部会
- 五 温泉部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適当な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び公園自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会(全体会)

環境基本計画の策定・変更に関すること。
環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策
の実施状況(環境白書)に関すること。
環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況
(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討
に関すること。

大気・水質部会

水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関
すること。

廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉部会

温泉法に規定された審議会の事務
・温泉の掘さく・増掘又は動力装置の許可等に関すること。
・温泉採取の制限処分等に関すること。
その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の
事務
・鳥獣保護事業計画の策定・変更等に関すること。
・鳥獣保護区の指定等に関すること。
その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例: 印)